

6. (Gno.16) 紛争解決の手続法的課題 (比較民事訴訟法研究会)

代表：二羽 和彦

1989 年度 (開始)

【研究の目的】

現代社会において生ずる紛争はますます多様化の傾向にあり、一方で訴訟制度がどのような紛争を取り込んで処理すべきかの限界が問われるとともに、他方では新しいタイプの紛争の処理のために訴訟手続の方でどのような道具立てを用意すべきかが問われている。また、伝統的なタイプの紛争についても、わが国の実情に即した効率的な訴訟制度にするための改善の方策が追求されなければならない。訴訟の代替的紛争処理方式も含めて、わが国の理論・実務の前進に寄与するために、広く比較訴訟法的基礎研究を試みるのが、本研究会の目的である。

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度は、新型コロナ禍が収束してきたものの、法学部及び法科大学院がそれぞれ新キャンパス (茗荷谷キャンパス・駿河台キャンパス) に移転してその整理になお追われたこと、法科大学院では司法試験の在学中受験が導入されその準備に時間をとられたことなどが重なって、グループとしての活動は不十分なものとなった。2025 年度には、グループとしての活動を本格化したいと考えている。

口頭発表

日時：2025 年 3 月 19 日 (金) 18:00-20:00

場所：中央大学駿河台キャンパス 16 階 1620

報告者：クリスティアン・デッケンブロック (ケルン大学法学部准教授) (2024 年度外国人訪問研究者)

テーマ：弁護士の利益相反：利益相反となる代理の禁止に関する改正後の残された課題